

奈良県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月十三日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第二十号

奈良県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

**第一条** 奈良県事務処理の特例に関する条例(平成十二年三月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十四の項事務の欄6中「第八条第三項」を「第八条第二項」に改める。

(奈良県手数料条例及び奈良県税条例の一部改正)

**第二条** 次に掲げる条例の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

一 奈良県手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第三十三号)別表第二の五の項

二 奈良県税条例(昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号)第五十六条の九第二項  
第二号及び第五十八条の四

## 附 則

この条例は、令和元年十二月十六日から施行する。